

作業効率化促進制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

防衛装備庁
支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
渡辺 秀明

次表^{*1}に掲げる契約は、契約企業が防衛省の作業効率化促進制度を利用し、製造現場での作業の効率化によって調達価格を低減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の作業効率化に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27.10.1）9.5 作業効率化促進制度の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの
- イ 契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の契約の金額から20パーセントを超える割合となる価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束したものの

対象契約一覧表

番号	制度の適用を受ける契約の件名	作業の効率化を行う前の契約			随意契約による理由	制度の適用決定日	制度の適用終了年度	新規参入の申込みに必要となる要件	公示への掲載日	提出先 (問合せ先)
		契約年度	契約金額 (税込)	数量						
1	5.56mm J 1 空包	26年度	104,877,289 円	※ 1	ア	27.2.27	平成31年度契約分まで	同種契約の履行に必要な技術・特許・製造設備等を申込者又はその下請負企業が保有していることを証明するとともに、制度の適用終了年度において、(※2)円(単価)以下で履行することを約定すること。(契約時に同要件を満たす計画書を含む特約条項が付帯されます。)		武器調達官付弾火薬室第3班(内線35666)

注 ※1、※2は提出先(問合せ先)に確認する。